

# 大阪リハビリテーション専門学校

## ハラスメントの防止及び対策等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、大阪リハビリテーション専門学校ハラスメントの防止等に関し、大阪リハビリテーション専門学校（以下「本校」という。）の学生等、教職員等及び学校関係者等が、個人として尊重され、快適な教育研究環境及び労働環境のもとで修学、教育、研究又は就労（以下「学校生活等」という。）を実現させることを目的として規定する。

### (適用対象)

第2条 この規程の適用対象者は、学生等、教職員等及び学校関係者等とし、その定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学生等：本校及び外部機関からの委託訓練受講生等、本校で教育を受けるあらゆる立場の者をいう。
  - (2) 教職員：本校の全教職員（非常勤講師及び臨時職員等を含む。）をいう。
  - (3) 学校関係者等：本校に就労する者、関係業者及び学生の保護者等職務上の関係を有する者をいう。
- 2 この規程は、本校のキャンパス内外、授業、研究、課外活動、学外の実習施設等及び勤務等の時間の内外を問わず、全教職員、学校関係者及び学生等（以下、「本校構成員」という。）の一方あるいは双方にかかるハラスメントの全てを対象とする。
- 3 学生等については、卒業・退学等で学籍を失ったあと、本校構成員については、離職後であっても、在校中若しくは在職中に受けた被害についての訴えをハラスメント委員会に申し出ることができる。

### (組織)

第3条 本校の法人内にあるハラスメント委員会に、本校ハラスメント担当者を参画させ、ハラスメントに関する防止・啓もう活動等に関し、法人一体で取り組む。また、ハラスメントに関する相談に関しては、本校運営会議及び同法人内ハラスメント委員会において、法令やガイドライン等規定に基づき適切に対処する。

### (ハラスメント等の定義)

第4条 この規程におけるハラスメント等の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント：相手の意に反する言動、行動あるいは態度により相手の人格を傷つけ、人権を侵害する行為をいい、本校では、学校生活等の中でなされる嫌がらせ又はいじめ、若しくは精神的苦痛や不利益を与える行為をいう。
- (2) セクシャル・ハラスメント：学校生活等の場面において、他者に対して行われる性的な強要や嫌がらせ及びこれらの言動により、相手方や周囲に屈辱感や不快感を抱かせる行為をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメント：学校生活等の場面において、相手方に対して行われる教育を受ける権利の侵害、学業の妨害、教育及び研究の妨害、職務の妨害等を生じ

させる不適切な言動及び差別的待遇等により、精神的、身体的苦痛を与える行為をいう。

- (4) パワー・ハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えるような行為をいう。
- (5) その他のハラスメントとして、モラル・ハラスメントは、肉体的な暴力ではなく、言葉や身振り又は態度により、相手の人権・尊厳を無意識のうちに侵害するような精神的な暴力や虐待をいう。アルコール・ハラスメントは、一気飲みの強要、体質的に飲めない人への飲酒の強要、お酌の強要、又は酒席でノンアルコールを用意しないなどの行為をいう。

(相談窓口の設置)

第5条 本校に、ハラスメントの相談に応じるために、ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(相談の受付)

第6条 相談員への相談は、面談のほか事務局に設置する「相談箱」への投函、手紙、電話及び電子メールのいずれかでも受け付けるものとする。

- 2 いずれの相談員にも相談することができる。
- 3 相談員以外の本校教職員が被害者から相談を受けた場合には、当該被害者の同意の上、相談及び被害の具体的事項を相談窓口に報告するものとする。

(秘密保持・プライバシー保護)

第7条 相談員等は、任務の遂行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者及び関係者の名誉及びプライバシーなどの人権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 相談者及び関係者の意思をできる限り尊重し、自分の意見や解決策を押し付けたり、誘導することのないよう留意すること。
- (3) 実情調査及び調停の実施にあたり、当事者に心理的な圧力を加えたり、事実の歪曲になるような言動を行ってはならない。
- (4) 任務において知り得た事項については、任期中及び退任後も他に漏らしてはならない。
- (5) 相談者及び関係者が希望する場合には匿名扱いとする。
- (6) 相談者及び関係者に対しハラスメントにあたるような言動を行ってはならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。